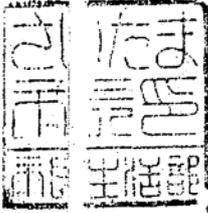


さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業

保護者向けSNSの使い方講座～我が子を被害者にしない！加害者にしない！ために～事業実施に関する協働協定書



Smile Daisy (代表 神谷 千春) (以下「甲」という。)とさいたま市 (以下「乙」という。)は、さいたま市市民活動及び協働の推進助成事業 (以下「推進助成事業」という。)の実施にあたり、推進助成事業の目的及び目標、推進助成事業における役割分担、責任の範囲及び成果の帰属並びに推進助成事業の評価について、次の条項により協定を締結する。

(目的及び目標)

- 第1条 推進助成事業は、市民へインターネット上における人権侵害とその予防について学びの機会を提供することにより、人権尊重意識を高めることを目的として、甲と乙が協働して実施する。
- 2 甲と乙は、前項の目的を達成するために、推進助成事業における目標を次のとおり設定する。
- (1) 低年齢の児童の保護者を対象に、SNSを利用する際に注意すべき点などに関する講座を開催し、インターネット上での誹謗中傷等の問題点について、保護者及び子どもの認識を深めること。
  - (2) 甲と乙が協働で事業を開催することで、行政と市民及びその他関連団体によるネットワークの構築や連携を広げていくこと。

(相互理解と対等の原則)

- 第2条 甲と乙は、双方の能力・立場・特性を理解して、お互いの存在を尊重し、協力するとともに、お互いに不足する部分を補うことにより、推進助成事業を実施する。
- 2 甲と乙は、双方が対等なパートナーであることを常に認識し、各々の自由な意思に基づいて協働することを前提に、推進助成事業を実施する。

(役割分担)

- 第3条 甲と乙は、第1条の目的及び目標を達成するため、推進助成事業におけるそれぞれの役割を次のとおり定める。

事業項目	甲の役割	乙の役割
(1)事業PR	1. チラシ配布 2. ホームページでの周知 3. SNSでの周知 4. 関係団体等への周知依頼	1. 市報への掲載依頼 2. ホームページでの周知 3. SNSでの周知 4. 公共施設等へのチラシ配布依頼
(2)事業実施準備	1. 講座の企画、構成の検討 2. チラシ作成 3. ホームページでの事前質問募集 4. 協力団体との連絡調整 5. 動画撮影場所の確保 6. 個別相談会の企画、募集	1. 講座の構成の検討 2. ホームページでの事前質問募集 3. 関係他課との関連情報提供依頼 4. アンケートの作成
(3)事業実施	1. 動画の配信管理 2. 動画視聴数等の把握 3. 個別相談会の実施	1. アンケートの実施、集計

(責任の範囲及び成果の帰属)

第4条 推進助成事業における責任の範囲及び成果の帰属は次のとおりとする。ただし、甲又は乙の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

(1) 甲の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ この事業で得る成果物

(2) 乙の責任の範囲及び成果の帰属

- ア 協定書に基づく事業の履行
- イ 推進助成事業を通じて得る新たな活動ノウハウ
- ウ この事業で得る成果物を、人権啓発や人権教育に関する事業において二次利用する権利

(情報公開と説明責任)

第5条 甲と乙は、推進助成事業の透明性を確保するため、推進助成事業の実施状況に関する情報を公開する。また、双方が推進助成事業に関する説明責任を果たすこととする。

(事業の評価と報告)

第6条 甲と乙は、推進助成事業の自己評価を行い、お互いの評価を共有した上で、

推進助成事業終了後の事業のあり方について真摯に協議するものとする。推進助成事業終了後、報告会において事業の成果及び評価並びに協議内容について報告するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定書の有効期間は、協定書の締結の日から推進助成事業の報告会の日をもって終了するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

本協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

令和 4 年 5 月 6 日

さいたま市浦和区北浦和5-15-39-811

甲 団体名 Smile Daisy  
代表 神谷 千

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

乙 さいたま市  
さいたま市長 清水 勇

